



# 山形県公報

平成20年5月13日(火)  
第1941号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (総合防災課) ...695

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... (置賜総合支庁福祉課) ... 同

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ...696

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ... 同

土地改良区の定款変更の認可..... (置賜総合支庁農村計画課) ... 同

道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ...697

広告景観モデル地区の基本方針の案の縦覧..... (管 理 課) ... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (庄内総合支庁地域支援課) ... 同

大規模小売店舗の変更の届出..... (商業経済交流課) ...698

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第68号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号口中「2,326,000円」を「2,366,000円」に改め、同表第6項第2号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同表第12項第2号中「137,000円」を「137,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

## 告 示

山形県告示第482号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日     |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------|-----------|
| 株式会社セスナー<br>東置賜郡高畠町大字入生田<br>2057番地2 | ライフサポート“竹とんぼ”<br>東置賜郡高畠町大字入生田2068番地1 | 訪問看護          | 平成20.4.20 |

## 山形県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                   | 廃止年月日     |
|------------------------|-------------------------------|-----------|
| 株式会社菊地組<br>米沢市直江町2番30号 | 居宅介護支援事業所やまぼうし<br>米沢市直江町2番30号 | 平成20.3.31 |

## 山形県告示第484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地        |                    | 変更年月日    |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|----------|
|                                   | 変更前                | 変更後                |          |
| 株式会社こころ<br>米沢市大字三沢字三俣<br>15255番地2 | こころ指定居宅介護支援事業所     |                    | 平成20.4.1 |
|                                   | 米沢市東大通三丁目8番60号     | 米沢市大字三沢字三俣15255番地2 |          |
| 社会福祉法人双葉会<br>南陽市宮内2381番地          | 指定居宅介護支援事業所太陽の里ふたば |                    | 同        |
|                                   | 南陽市宮内2381番地        | 南陽市宮内2381番地9       |          |

## 山形県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成20年4月30日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）

認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年5月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|-------------------|---|------|----------|-----------|
| 東田川郡庄内町狩川字沼下1番1から |   | 旧    | 26.0メートル | 1,694メートル |
| 同 字出川原806番まで      |   |      | 8.0      |           |
| 同                 | 上 | 新    | 30.0メートル | 同上        |
|                   |   |      | 8.0      |           |

#### 山形県告示第487号

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第17条の2第1項の規定により次の広告景観モデル地区を指定するため、同条第4項の規定により、広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針の案を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 広告景観モデル地区の名称及び区域
  - (1) 名称 美咲町・シンボルロード広告景観モデル地区
  - (2) 区域 鶴岡市美咲町の一部の区域
- 2 基本方針の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成20年5月13日から同月27日まで
  - (2) 場所 土木部管理課県土づくり推進室及び庄内総合支庁建設部建設総務課並びに鶴岡市建設部都市計画課
- 3 その他
  - 1の(2)の区域の住民及びその区域において広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれを管理する者は、この基本方針の案について、縦覧期間が経過する日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日
 

平成20年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称
 

特定非営利活動法人 ニーズ・ルーム
  - (2) 代表者の氏名
 

片桐 晃子

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市大町17番37号 金子方

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々に対して、多様化した社会が必要とする子育て支援事業を行い、子育てと仕事を両立させる生活基盤の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成20年9月13日まで縦覧に供する。

平成20年5月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ山形北

山形市嶋土地区画整理事業地内62街区 1画地外

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称       | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------|----------------------|---------|
| 大和リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 梶 本 六 夫 |

（変更後）

| 名 称       | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------|----------------------|---------|
| 大和リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 森 田 俊 作 |

## 3 変更年月日

平成20年4月1日

## 4 届出年月日

平成20年4月23日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年9月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見